

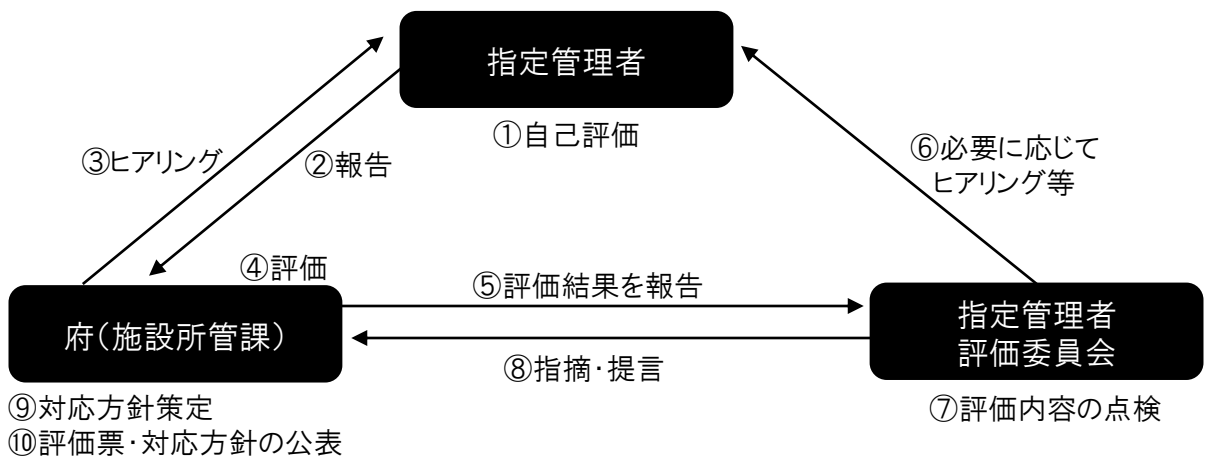
1. 趣旨

- 指定管理者の業務に対して府・指定管理者が行う点検・評価について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会から指摘・提言をいただくとともに、その内容を次期事業計画へフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につなげる

2. 指定管理者評価委員会の役割

- 施設所管課の評価、利用満足度調査等の結果について、施設所管課から報告を受け、点検を行い、施設所管課に対して指摘・提言を行う

3. モニタリングの流れ (本委員会は⑤～⑧を実施)



4. 令和7年度スケジュール

時期	指定管理者評価委員会	施設所管課	指定管理者
7月11日	第1回評価委員会 ● 指定管理者から当該年度の事業計画の報告 ● 当該年度の評価基準の審議		
		● 評価	● 利用満足度調査の実施 ● 評価票に基づく自己評価の実施
12月15日	第2回評価委員会 ● 指定管理者から取組状況の報告 ● 施設所管課からの評価報告 ● 取組状況に対する質疑 ● 施設所管課による評価内容等について点検	● 報告 ● 指摘・提言	
1月		対応方針策定	次年度事業計画(案)策定
2月			協議
3月		報告 評価確定	事業計画確定 収支などの実績確定

令和8年 3月頃 7年度評価表・対応方針公表(HP)